

大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

第14条第2号中「市長」を「市長。次号及び第5号において同じ。」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき

第14条に次の1号を加える。

(5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る施設の使用の態様の変更（入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の使用料の額が使用者が第11条第1項の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。）

附則中第4項から第13項までを削る。

別表第 3 中

「

A	15,000円	20,000円	20,000円	29,400円	33,300円	47,000円	22,500円	30,000円	30,000円	44,100円	50,000円	70,500円
B	13,100円	17,500円	17,500円	26,300円	29,800円	42,100円	19,700円	26,300円	26,300円	39,500円	44,700円	63,200円
C	12,200円	16,300円	16,300円	24,100円	27,300円	38,500円	18,300円	24,500円	24,500円	36,200円	41,000円	57,800円
D	11,000円	14,600円	14,600円	21,800円	24,700円	34,900円	16,500円	21,900円	21,900円	32,700円	37,100円	52,400円

」

を

「

A	12,200円 (13,100円)	16,300円 (17,500円)	16,300円 (17,500円)	24,100円 (26,300円)	27,300円 (29,800円)	38,500円 (42,100円)	18,300円 (19,700円)	24,500円 (26,300円)	24,500円 (26,300円)	36,200円 (39,500円)	41,000円 (44,700円)	57,800円 (63,200円)
B	11,000円 (15,000円)	14,600円 (20,000円)	14,600円 (20,000円)	21,800円 (29,400円)	24,700円 (33,300円)	34,900円 (47,000円)	16,500円 (22,500円)	21,900円 (30,000円)	21,900円 (30,000円)	32,700円 (44,100円)	37,100円 (50,000円)	52,400円 (70,500円)

」

に改め、備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「午前」とは午前 9 時30分から午後 0 時30分まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時30分から午後 9 時30分まで、「午前午後」とは午前 9 時30分から午後 5 時まで、「午後夜間」とは午後 1 時から午後 9 時30分まで、「全日」とは午前 9 時30分から午後 9 時30分までをいう。
- 2 ホールに係る使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 移動式観覧席又は床昇降装置を使用しない場合 この表の使用料の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている金額
 - (2) 移動式観覧席又は床昇降装置を使用する場合 この表の使用料の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている金額

第2条 大阪市区役所附設会館条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第11条第1項」を「第10条の3第2項」に、「使用料」を「利用料金」に、「納付」を「支払」に改める。

第10条第1項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「第10条の3第2項」とあるのは「第11条」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「支払」とあるのは「納付」と、」に改める。

第10条の2の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第10条の3 市長は、指定管理者に、代行会館の施設のうち別表第3に掲げる施設（以下「代行施設」という。）及びその附属設備に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 代行施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、代行施設の使用の許可（以下この条において「使用許可」という。）を受けた者（以下この条において「使用者」という。））は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 代行施設の附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、代行施設の附属設備を使用した者）は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 4 利用料金の額は、別表第3に掲げる金額（代行施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 6 別表第3の施設の種別の適用区分は、市規則で定める。
- 7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 区役所の事務又は事業の用に供するとき
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき
 - (3) 区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
 - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- (1) 災害その他特別の事由により代行施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき
 - (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
 - (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき
 - (4) 利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかったとき
 - (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る代行施設の使用の態様の変更（入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の利用料金の額が使用者が第2項の規定に基づき既に支払った当該使用許可に係る利用料金の額を下回る場合に限る。）

第11条第1項中「会館」を「代行会館以外の会館」に、「別表第3」を「別表第4」に、「施設」を「直営施設」に、「施設」を「直営施設」に改め、同条中第2項を削る。

第12条中「附属設備」を「直営施設の附属設備」に改める。

第14条第1号中「施設又は」を「直営施設又はその」に改め、同条第2号中「指

定管理者（代行会館以外の会館の施設に係る使用許可にあつては、市長。次号及び第5号において同じ。）を「市長」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第5号中「施設」を「直営施設」に改め、「又は別表第3備考第2項各号に掲げる区分」を削り、「指定管理者」を「市長」に、「第11条第1項」を「第11条」に改める。

別表第3中「第11条」を「第10条の3」に、

「

使用料

」

を

「

利用料金

」

に改め、同表備考第2項中「使用料は」を「利用料金の上限額は」に改め、同項第1号及び第2号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第11条関係）

施設	使用料												日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における使用
	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合						入場料その他これに類する料金を徴収する場合						
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホール	11,000円	14,600円	14,600円	21,800円	24,700円	34,900円	16,500円	21,900円	21,900円	32,700円	37,100円	52,400円	左記の2割増しとする。

備考 この表における「午前」、「午後」、「夜間」、「午前午後」、「午後夜間」及び「全日」の意義は、別表第3備考第1項に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪市区役所附設会館条例附則第4項から第13項までを削る改正規定
及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条及び次項の規定 平成33年4月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大阪市区役所附設会館条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の3（第4項及び第5項を除く。）の規定は、改正後の条例第6条第1項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請が第2条の規定の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第10条の3第4項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、同項及び改正後の条例第10条の3第5項の規定の例により行うことができる。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

区役所附設会館の行う事業、使用料を還付することができる場合等を改めるとともに、区役所附設会館の代行会館の施設及びその附属設備の利用料金を指定管理者の収入として収受させるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市区役所附設会館条例（抄）

（第 1 条による改正関係）

（事 業）

第 3 条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 区民のつどい、講習会等の各種行事の開催

(2) 省 略

(1)

(3) コミュニティづくりを担う人材の育成

(4) 省 略

(2)

(5) コミュニティづくりに関する調査及び研究

(6) - (7) 省 略

(3) (4)

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 省 略

(2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者（代行会館以外の会館の施設に係る使用許可にあっては、市長。次号及び第 5 号において同じ。）がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき

(3) 省 略

(4)

(5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る施設の使用の態様の変更（入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第 3 備考第 2 項各号に掲げる区分を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の使用料の額が使用者が第11条第 1 項の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。）

附 則

1 - 3 省 略

- 4 市長は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間についてセンターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 前項の場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。
- 6 市長は、連合体（契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が大阪市立都島区民センター又はセンターの指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（以下「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体又は当該変更により変更前の構成員による連合体が1の事業者となる場合における当該事業者（以下これらを「変更後の構成員による連合体等」という。）を大阪市立都島区民センター又は当該センターの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体等に対し、その旨を通知することができる。
- 7 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体等は、市長の定めるところにより、その行おうとする大阪市立都島区民センター又はセンターの管理について、市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、前項の申請の内容が第19条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体等が変更前の構成員による連合体と同程度の大阪市立都島区民センター又はセンターの管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体等を大阪市立都島区民センター又は当該センターの指定管理予定者として選定してはならない。
- 9 第20条の規定は、前3項の規定により指定管理予定者を選定した場合について準用する。

- 10 市長は、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間について大阪市立西区民センターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立西区民センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 11 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第10項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第11項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第11項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。
- 12 市長は、平成27年4月1日から大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第81号）附則ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの期間について大阪市立城東区民ホールの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立城東区民ホールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 13 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第12項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第13項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第13項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表第3（第11条関係）

施設	種別	使用料												日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合						入場料その他これに類する料金を徴収する場合						
		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホール	A	15,000円	20,000円	20,000円	29,400円	33,300円	47,000円	22,500円	30,000円	30,000円	44,100円	50,000円	70,500円	省略
	B	13,100円	17,500円	17,500円	26,300円	29,800円	42,100円	19,700円	26,300円	26,300円	39,500円	44,700円	63,200円	
	C A	12,200円 (13,100円)	16,300円 (17,500円)	16,300円 (17,500円)	24,100円 (26,300円)	27,300円 (29,800円)	38,500円 (42,100円)	18,300円 (19,700円)	24,500円 (26,300円)	24,500円 (26,300円)	36,200円 (39,500円)	41,000円 (44,700円)	57,800円 (63,200円)	
	D B	11,000円 (15,000円)	14,600円 (20,000円)	14,600円 (20,000円)	21,800円 (29,400円)	24,700円 (33,300円)	34,900円 (47,000円)	16,500円 (22,500円)	21,900円 (30,000円)	21,900円 (30,000円)	32,700円 (44,100円)	37,100円 (50,000円)	52,400円 (70,500円)	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 ホールに係る使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 移動式観覧席又は床昇降装置を使用しない場合 この表の使用料の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている金額
 - (2) 移動式観覧席又は床昇降装置を使用する場合 この表の使用料の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている金額

大阪市区役所附設会館条例（抄）

（第2条による改正関係）

（使用の許可）

第6条 省 略

- 2 指定管理者は、代会館の施設を使用しようとする者が第11条第1項の規定による使用
第10条の3第2項 利用

料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可を行わなければな
料金 支払 支払

らない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

（準 用）

第10条 第6条から第8条までの規定は、代会館以外の会館の施設について準用する。この場
合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第2項中「第10条
の3第2項」とあるのは「第11条」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「支払」とある
のは「納付」と、「前項」とあるのは「第10条第1項において読み替えて準用する前項」と、
第8条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第1項において準用する前条各号」と読み替
えるものとする。

2 省 略

（意見の聴取）

第10条の2 省 略

（利用料金）

第10条の3 市長は、指定管理者に、代会館の施設のうち別表第3に掲げる施設（以下「代行
施設」という。）及びその附属設備に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者
の収入として収受させるものとする。

- 2 代行施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、代行施
設の使用の許可（以下この条において「使用許可」という。）を受けた者（以下この条におい
て「使用者」という。))は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければ
ならない。

- 3 代行施設の附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあって
は、代行施設の附属設備を使用した者）は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を
支払わなければならない。

- 4 利用料金の額は、別表第3に掲げる金額（代行施設の附属設備については、市規則で定める
金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を

変更しようとするときも、同様とする。

- 5 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 6 別表第3の施設の種別の適用区分は、市規則で定める。
- 7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
 - (1) 区役所の事務又は事業の用に供するとき
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき
 - (3) 区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
 - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他特別の事由により代行施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき
 - (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
 - (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき
 - (4) 利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかつたとき
 - (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る代行施設の使用の態様の変更（入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の利用料金の額が使用者が第2項の規定に基づき既に支払った当該使用許可に係る利用料金の額を下回る場合に限る。）

（使用料）

第11条 代行会館以外の会館の施設のうち、別表第3に掲げる施設（以下「直営施設」とい別表第4

う。）を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、直営施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、同表に定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

2 別表第3の施設の種別の適用区分は、市規則で定める。

(附属設備の使用)

第12条 使用者は、直営施設の附属設備を使用することができる。

- 2 直営施設の附属設備を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、直営施設の附属設備を使用した者)は、市規則で定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により直営施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者(代行会館以外の会館の施設に係る使用許可にあっては、市長。次号及び第5号において同じ。)がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき
市長
- (4) 省 略
- (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る直営施設の使用の態様の変更(入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更することをいう。)を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき(変更後の使用料の額が使用者が第11条第1項の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。)

別表第3 (第11条 関係)
第10条の3

施設	種別	使用料 利用料金											日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用	
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合						入場料その他これに類する料金を徴収する場合						
		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間		全日
省略	省略	省											略	

備考

1 省略

2 ホールに係る使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定
利用料金の上限額

める額とする。

(1) 移動式観覧席又は床昇降装置を使用しない場合 この表の使用料の欄に記載されて
利用料金

いる金額のうち上段に記載されている金額

(2) 移動式観覧席又は床昇降装置を使用する場合 この表の使用料の欄に記載されてい
利用料金

る金額のうち下段に記載されている金額

別表第4 省略